

## 大和市文化財保護条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第3条及び第182条第2項の規定に基づき、法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、大和市（以下「市」という。）の区域内にあるもののうち、市にとって重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、条例制定の目的を示している。

### 【解説】

条例制定の目的は、国又は県により指定されているものを除いた市の区域内にある文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することである。

### (定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

### 【趣旨】

本条は、この条例における文化財を定義している。

### 【解説】

本条例において文化財とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げられている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」の4種類である。

### (指定)

第3条 市長は、市の区域内にある文化財（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財を除く。以下同じ。）で、市にとって特に必要なものを、大和市指定重要有形文化財、大和市指定重要無形文化財、大和市指定重要有形民俗文化財及び大和市指定重要無形民俗文化財（以下「指定重要文化財」という。）並びに大和市指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存にあたっている者（以下「所得者等」という。）の申請によるほか、市長が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該所有者等に指定書を交付しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、市による文化財の指定について定めている。

### 【解説】

#### <第1項関係>

国又は県が指定した文化財を除いた市域内の文化財のうち、市にとって特に必要なものを、大和

市指定重要有形文化財、大和市指定重要無形文化財、大和市指定重要有形民俗文化財、大和市指定重要無形民俗文化財、大和市指定史跡名勝天然記念物に指定することができる。

<第2項関係>

文化財の指定は、所有者、占有者又は保存にあたっている者の申請によるほか、所有者等の同意を得た市長が行う。

(文化財保護審議会の意見聴取)

第4条 前条第1項の指定をするにあたって、市長は、あらかじめ文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

【趣旨】

本条は、文化財指定の際の意見聴取について定めている。

【解説】

指定にあたっては、文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。同審議会は専門の学識経験者で構成されており、法の規定に基づき本市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議することを所掌している。

[参考]

「文化財保護審議会規則 第5条（部分）」

「第5条 審議会は次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき本市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議すること。」

(管理)

第5条 指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、市長の指示に従い、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の管理について定めている。

【解説】

指定文化財等の管理は、市長の指示に従って所有者等が行う。

(指定の解除)

第6条 指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物が市内に存在しなくなった場合、若しくはその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、市長は、文化財保護審議会の意見を聴き、その指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により指定の解除をしたときは、当該所有者等にその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の解除について定めている。

【解説】

<第1項関係>

市長は、指定文化財等が市内に存在しなくなった場合、価値を失った場合、その他特殊の事由がある場合は、文化財保護審議会の意見を聴取して指定解除することができる。

<第2項関係>

指定を解除した場合、市長は所有者等にその旨を通知しなければならない

(告示)

第7条 市長は、第3条第1項の規定による指定をしたとき、又は前条の規定により指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の指定の告示について定めている。

【解説】

市長は指定文化財等を指定したり、指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(所有者等の変更の届出)

第8条 指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の所有者等が変更したときは、新たに所有者等になった者が速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の所有者等が変更になった場合の届出について定めている。

【解説】

指定文化財等の所有者等が変更になった場合は、新たに所有者等になったものが速やかにその旨を市長に届け出る。

(滅失、毀損等の届出)

第9条 指定重要文化財が滅失し、若しくは毀損し、又はその所在を変更したときは、所有者等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の滅失、毀損等に係る届出について定めている。

【解説】

指定文化財等が滅失・毀損したり、所在地が変更になった場合、所有者等は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更移転等の承認)

第10条 指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又は区域外に移そうとするとき若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、同項の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

【趣旨】

本条は、指定文化財等の現状変更移転等の承認について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

指定文化財等の現状を変更したり、市外に移そうとしたり、その保存に影響を及ぼす行為をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

＜第2項関係＞

市長は、第1項の承認をする場合、必要な指示をすることができる。

**(補助金の交付及び還付)**

第11条 指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理又は復旧につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長はその経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において所有者等に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として、管理若しくは修理又は復旧に関し、必要な事項を指示することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を受けた者が補助の条件を履行しなかったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を還付させることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理又は復旧について指揮監督することができる。

**【趣旨】**

本条は、指定文化財等関連の補助金の交付及び還付について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

指定文化財の管理、修理、復旧に多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合やその他特別な事情がある場合に、市長は経費の一部に充てるため指定文化財の所有者等に対して補助金を交付することができる。

＜第2項関係＞

補助金を交付する場合、市長は管理、修理、復旧に必要な指示をすることができる。

＜第3項関係＞

補助金の交付を受けたものが補助の条件を履行しなかった場合、市長は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

＜第4項関係＞

市長は、補助金を交付する指定文化財等の管理、修理、復旧について、指揮監督することができる。

**(報告及び調査)**

第12条 市長は、必要があるときは、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の所有者等に対し、その現状及び管理又は修理復旧の状況につき報告を求め、所有者等の同意を得て、立入調査を行うことができる。

**【趣旨】**

本条は、指定文化財等の報告及び調査について定めている。

**【解説】**

市長は、必要に応じて、指定文化財等の現状、管理・修理復旧の状況についての報告を所有者等に求めることができる。また、所有者等の同意を得て立入調査を行うことができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について定めている。

【解説】

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。